

広島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十九号

広島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

広島県都市公園条例施行規則（昭和五十五年広島県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表一公園施設を設置して土地を使用する場合の使用料1使用期間が一月に満たない場合又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用する場合の表及び別表二公園施設の管理の許可を受けて土地等を使用する場合の使用料の表中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。
別記様式第七号の二中「長六 卅 卅」を「 卅 卅」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、別記様式第七号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項の規定による公園施設の設置若しくは管理の許可又は自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十条第三項の規定による公園事業の執行の認可を受けている者に係る使用料については、令和元年度に徴収するもの限り、なお従前の例による。